

グリーンエネルギーCO₂削減等計画書1 グリーンエネルギーCO₂削減計画1. 1 グリーンエネルギーCO₂削減計画の名称太陽光を利用した発電による CO₂ 排出削減1. 2 グリーンエネルギーCO₂削減計画に関わる設備（詳細）別紙 1 「本計画におけるグリーンエネルギーCO₂削減事業リスト」 1. 参照。1. 3 グリーンエネルギーCO₂削減計画に適用される方法論

注 1) 本計画に適用される方法論にチェックすること。

チェック	種別方法論 番号	種別方法論名称
<input type="checkbox"/>	P001	風力発電
<input checked="" type="checkbox"/>	P002	太陽光発電
<input type="checkbox"/>	P003-1	バイオマス発電（鶏糞、バガス等）
<input type="checkbox"/>	P003-2	バイオガス発電
<input type="checkbox"/>	P003-3	木質バイオマス発電
<input type="checkbox"/>	P004-1	河川に設置する新設水力発電
<input type="checkbox"/>	P004-2	既設設備等に付加して設置される水力発電
<input type="checkbox"/>	P004-3	離島の河川に設置された既設水力発電
<input type="checkbox"/>	P005	地熱発電
<input type="checkbox"/>	H001-1	太陽熱（強制循環式給湯用ソーラーシステム（単独供給方式））
<input type="checkbox"/>	H001-2	太陽熱（強制循環式給湯用ソーラーシステム（複数供給方式））
<input type="checkbox"/>	H001-3	太陽熱（太陽熱利用セントラルシステム（給湯・暖房））
<input type="checkbox"/>	H002-1	バイオマス熱（木質バイオマス熱利用システム）
<input type="checkbox"/>	H002-2	バイオマス熱（木質バイオマス蒸気供給施設（熱電供給システム））
<input type="checkbox"/>	H002-3	バイオガス熱
<input type="checkbox"/>	H002-4	バイオマス熱供給施設
<input type="checkbox"/>	H003	雪氷エネルギー（熱交換冷水循環式雪氷エネルギー施設）

1. 4 方法論で定める要件への適合性

別紙 2 ①「グリーン電力要件チェックリスト」又は別紙 2 ②「グリーン熱要件チェックリスト」参照。

1. 5 グリーンエネルギーCO₂削減相当量の算定注 1) 「グリーン電力種別方法論」又は「グリーン熱種別方法論」の 4. グリーンエネルギーCO₂削減相当量の算定方法を記載すること。

$$E_{PC} = E_{PG} - E_{PS} - E_{PA}$$

$$E_{MP} = (E_{PS} + E_{PC}) \times CEF_{\text{electricity,t}}$$

記号	定義	単位
E _{PS}	太陽光発電実施期間における系統への販売電力量	kWh
E _{PC}	太陽光発電実施期間における自家消費電力量	kWh
E _{PG}	太陽光発電実施期間における発電発電電力量	kWh
E _{PA}	太陽光発電実施期間における発電補機消費電力量	kWh
E _{MP}	太陽光発電実施期間における排出削減量	kgCO ₂
CE _F ^{electricity,t}	太陽光発電実施期間における電力の二酸化炭素排出係数	kgCO ₂ /kWh

1. 6 J-クレジット制度への申請又は登録の有無

申請中（未登録）	<input type="checkbox"/>	登録	<input type="checkbox"/>	申請・登録なし	<input checked="" type="checkbox"/>
----------	--------------------------	----	--------------------------	---------	-------------------------------------

注1) 「申請中（未登録）」又は「登録」のどちらかを選択した場合はどのようにして重複を排除するのかを記載すること。

1. 7 非化石価値取引市場への申請又は登録の有無

申請中（未登録）	<input type="checkbox"/>	登録	<input type="checkbox"/>	申請・登録なし	<input checked="" type="checkbox"/>
----------	--------------------------	----	--------------------------	---------	-------------------------------------

注1) 「申請中（未登録）」又は「登録」のどちらかを選択した場合はどのようにして重複を排除するのかを記載すること。

2 グリーンエネルギー運営・管理計画

2. 1 各グリーンエネルギーCO₂削減事業の実施者によるモニタリング方法及び報告方法

注1) 各グリーンエネルギーCO₂削減事業の実施者におけるモニタリング方法、及び当該実施者から運営・管理者への報告方法（体制）を記載すること。

注2) 各グリーンエネルギーCO₂削減事業のモニタリング責任者及び実施者については別紙1「本計画におけるグリーンエネルギーCO₂削減事業リスト」3. 参照。

(1) グリーンエネルギーCO₂削減事業実施者（発電事業者）

【1】 毎月末または毎四半期末において、モニタリング実施者およびモニタリング責任者にて、日報・月報・メーター写真・検針票・その他関連資料など、グリーン電力発電電力量を算出するために必要となる資料を作成する。

【2】 毎月初めまたは毎四半期初めにおいて、メール・FAX・郵送などにより、グリーンエネルギーCO₂削減事業実施者より運営・管理者へ報告する。

(2) 運営・管理者（証書発行事業者：日本自然エネルギー（株））

【1】 グリーンエネルギーCO₂削減事業実施者から受領したデータをもとに、各四半期のグリーン電力発電電力量を算出する。

【2】 算出したグリーン電力発電電力量について、検証機関による検証終了後、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会事務局へ報告する。

なお、グリーン電力発電電力量の計量体制を様式1-2別紙添付に示す。

2. 2 モニタリングの対象及び方法

注1)「グリーン電力種別方法論」又は「グリーン熱種別方法論」の5. 算定根拠に係るモニタリング方法に掲げられている記号と、それに係る定義、単位、モニタリング方法を記載すること。

記号	定義	単位	モニタリング方法
EPS	太陽光発電実施期間における系統への販売電力量	kWh	検定済み電力計による計測
EPG	太陽光発電実施期間における太陽光発電発電電力量	kWh	検定済み電力計による計測
EPA	太陽光発電実施期間における太陽光発電補機消費電力量	kWh	電力計による計測又は補機容量に稼働時間を乗じた値
CE _{Electricity,t}	太陽光発電実施期間における電力の二酸化炭素排出係数	kgCO ₂ /kWh	<p>デフォルト値を利用</p> $CE_{Electricity,t} = C_{mo} \cdot (1-f(t)) + C_a(t) \cdot f(t)$ <p>ここで、</p> <p>t:事業開始日以降の経過年</p> <p>C_{mo}: 限界電源二酸化炭素排出係数</p> <p>C_a(t): t年に対応する全電源二酸化炭素排出係数</p> <p>f(t): 移行関数</p> $f(t) = \begin{cases} 0 & [0 \leq t < 1 \text{年}] \\ 0.5 & [1 \text{年} \leq t < 2.5 \text{年}] \\ 1 & [2.5 \text{年} \leq t] \end{cases}$

3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画

3. 1 グリーンエネルギーCO₂削減相当量保有予定者に関する情報

別紙3「グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画」1. 参照。

3. 2 環境価値が除かれた電気価値・熱価値の帰属先に関する情報

別紙3「グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画」2. 参照。

種別方法論名称： 太陽光発電

発電所名称： センコーグループ浦和大門物流センター太陽光発電設備

1. 計量体制

計量体制(管理体制)	
(1)計量器維持・管理	
責任者	実施者
████████████████████ ██████████ ███ ███	████████████████████ ██████████ ███ ███
(2)データの測定	
責任者	実施者
████████████████████ ██████████ ███ ███	████████████████████ ██████████ ███ ███
(3)報告書の作成	
報告書作成者	████████████████████ ██████████ ███ ███
報告書最終承認者	████████████████████ ██████████ ███ ███
報告書受領者 (証書発行事業者)	████████████████████ ███ ███

2. モニタリング方法および提出書類

記号	定義	モニタリング方法	提出書類
E _{PS}	太陽光発電実施期間における系統への販売電力量	対象なし	なし
E _{PG}	太陽光発電実施期間における太陽光発電発電電力量	検定済み電力計による計測	発電電力量計の写真
E _{PA}	太陽光発電実施期間における太陽光発電補機消費電力量	対象なし	なし

以上

グリーン電力要件チェックリスト

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会 御中

(住 所) 東京都品川区西五反田二丁目27番3号
 (名 称) 日本自然エネルギー株式会社
 (代表者) 代表取締役社長 黒澤 達夫

申請中の「グリーンエネルギーCO₂削減計画認定申請書」(排出削減事業の名称:センコーグループ浦和大門物流センター太陽光発電設備)については、以下のとおりグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度運営規則グリーンエネルギーCO₂削減相当量算定方法論3. 1 (2)に定めるグリーン電力の要件に適合していることを証明します。

項目	基準の概要	適合説明	関係法令表での該当番号・備考
2-3-1 発電方式	以下の条件を全て満たす再生可能エネルギーによるものとする。 (1)化石燃料・原子力による発電でないこと (2)温室効果ガス、および硫黄・窒素酸化物等有害ガスの排出がゼロまたは著しく少ないこと	グリーン電力認証基準に該当する太陽光発電であり、温室効果ガスの排出はなく、有害ガスの排出は著しく少なく、左記(1)、(2)の要件をともに満たしている。	ソーラーパネル仕様書 PCS仕様書 機器配置図
2-3-2 発電電力量	電力量の測定が的確に行われており、かつ以下のいずれかに該当するものとする。 (1)電力系統に供給されている (2)補機類での消費を除く所内消費	検定済電力量計が取り付けられており発電電力量を的確に測定できる。 以上より、左記(2)に該当する。	計量器仕様書 単線結線図

2-3-3 追加性要件	グリーン電力の取引によって設置、もしくは維持されて発電しているもの。またはグリーン電力の取引が他設備のグリーン電力拡大に貢献しているもの	地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業(都外設置)により設置される発電設備である。東京都が当該の補助制度の運用により再エネ設備が追加的に導入されることが期待されることから追加性(c)が担保されているとみなすことができる。	交付決定通知書(写)
2-3-4 環境価値の帰属	認証されたグリーン電力の価値がグリーン電力価値の購入者たる顧客に帰属することを示さなければならない。	地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業(都外設置)であるため、電気以外の価値の助成率相当分が発電事業者と同一たる顧客に帰属し、それ以外は購入する顧客に帰属することを発電者と弊社(日本自然エネルギー株)で契約上担保している。また、Jクレジット等の環境価値の譲渡に係る制度との重複はない。	グリーン電力証書の発行及びグリーンパワーマークの使用に関する契約書(写)
2-3-5 環境の影響評価	生態系、環境等への影響について適切な評価・対策を行っていること。また以下の内容について検証機関に報告をすること。 (1)環境への影響評価 (2)個別の発電方式ごとに検証機関が定める環境モニタリング	太陽光発電は建築物に付随して設置されているので、これによる周辺への環境問題は生じない。	
2-3-6 社会的合意	立地に対する関係者との合意に達していることとし、その内容について報告をしなければならない。	周辺住民は了解しており、近隣からの苦情等は特にない。	
2-3-7 情報の公開	(1)グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量認証委員会に提出された資料は、公表されることを了承する。 ^{※1} (2)顧客に対して、グリーン電力に関する十分な情報が開示されていることとし、その開示状況を検証機関に報告する。	了承します。ただし、個人情報・企業秘密情報を除く。	

※1・・・個人情報等の理由により非公開扱いとする場合は資料にその旨を明記すること。

関係法令表

番号	関係法令等 ^{※2}	手続き状況 ^{※3}	備考	
1	電気事業法	工事計画届出	該当しない	
		保安規定届出	届出済み	保安規程
		主任技術者選任	届出済み	保安規程
		使用前安全管理審査	該当しない	
		溶接安全管理審査	該当しない	
2	電力会社との系統連系協議及び電力受給契約	協議済み	系統連系申込書 系統連系回答書	
3	RPS 法	該当しない		
4	FIT 法	該当しない		
5	エネルギーの使用の合理化に関する法律	該当しない		
6	国土利用計画法	該当しない		
7	騒音規制法	該当しない		
8	振動規制法	該当しない		
9	労働安全衛生法	該当しない		
10	建築基準法	該当しない		
11	消防法	該当しない		
12	高圧ガス保安法	該当しない		
13	熱供給事業法	該当しない		
14	農地法	該当しない		
15	都市計画法	該当しない		
16	大気汚染防止法	該当しない		
17	悪臭防止法	該当しない		

18	水質汚濁防止法	該当しない	
19	肥料取締法	該当しない	
20	工場立地法	該当しない	
21	森林法	該当しない	
22	建設工事に関わる資材の再資源化等に関する法律	該当しない	
23	ダイオキシン類対策特別措置法	該当しない	
24	航空法	該当しない	
25	自然公園法	該当しない	
26	河川法	該当しない	
その他(景観条例・地元との協議等)			

※2・・・記載する内容等については追加要件を参照のこと。

※3・・・可能ならば申請書類の受理番号や時期等について記入のこと。

その他(検定済計量器の設置について)

設置の有無	有の場合※4	無の場合※5	備考
有	有効期限:2032年4月 有効期限:2032年4月 有効期限:2032年4月	設置予定年月:	

※4・・・設置済みの場合は、単線結線図に明示し、検定マーク（有効期限）を含んだ計量器の写真を添付すること。

※5・・・設備認定後に検定済計量器へ変更する場合は、検定済計量器による電力量の測定を開始した時点からのグリーン電力量認証の対象とする。

その他(補助金等の公的助成について)

助成の有無	有の場合※6		
	助成機関の名称	補助金等の名称	補助率(%)
有	東京都	地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業(都外設置)	イニシャル:1/2

※6・・・複数の助成を受けている場合には、それぞれに分けて記載すること。

グリーン電力要件チェックリスト

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会 御中

(住 所) 東京都品川区西五反田二丁目27番3号
 (名 称) 日本自然エネルギー株式会社
 (代表者役職) 代表取締役社長 黒澤 達夫

申請中の「グリーンエネルギーCO₂削減計画認定申請書」(排出削減事業の名称: ニッポン千葉工場太陽光発電設備)については、以下のとおりグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度

運営規則グリーンエネルギーCO₂削減相当量算定方法論3. 1 (2)に定めるグリーン電力の要件に適合していることを証明します。

項目	基準の概要	適合説明	関係法令表での該当番号・備考
2-3-1 発電方式	以下の条件を全て満たす再生可能エネルギーによるものとする。 (1)化石燃料・原子力による発電でないこと (2)温室効果ガス、および硫黄・窒素酸化物等有害ガスの排出がゼロまたは著しく少ないこと	グリーン電力認証基準に該当する太陽光発電であり、温室効果ガスの排出はなく、有害ガスの排出は著しく少なく、左記(1)、(2)の要件をともに満たしている。	ソーラーパネル仕様書 PCS仕様書 機器配置図
2-3-2 発電電力量	電力量の測定が的確に行われており、かつ以下のいずれかに該当するものとする。 (1)電力系統に供給されている (2)補機類での消費を除く所内消費	検定済電力量計が取り付けられており発電電力量を的確に測定できる。 以上より、左記(2)に該当する。	計量器仕様書 単線結線図

2-3-3 追加性要件	グリーン電力の取引によって設置、もしくは維持されて発電しているもの。またはグリーン電力の取引が他設備のグリーン電力拡大に貢献しているもの	地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業(都外設置)により設置される発電設備である。東京都が当該の補助制度の運用により再エネ設備が追加的に導入されることが期待されることから追加性(c)が担保されているとみなすことができる。	交付決定通知書(写)
2-3-4 環境価値の帰属	認証されたグリーン電力の価値がグリーン電力価値の購入者たる顧客に帰属することを示さなければならない。	地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業(都外設置)であるため、電気以外の価値の助成率相当分が発電事業者と同一たる顧客に帰属し、それ以外は購入する顧客に帰属することを発電者と弊社(日本自然エネルギー株)で契約上担保している。また、Jクレジット等の環境価値の譲渡に係る制度との重複はない。	グリーン電力証書の発行及びグリーンパワーマークの使用に関する契約書(写)
2-3-5 環境の影響評価	生態系、環境等への影響について適切な評価・対策を行っていること。また以下の内容について検証機関に報告をすること。 (1)環境への影響評価 (2)個別の発電方式ごとに検証機関が定める環境モニタリング	太陽光発電は建築物に付随して設置されているので、これによる周辺への環境問題は生じない。	
2-3-6 社会的合意	立地に対する関係者との合意に達していることとし、その内容について報告をしなければならない。	周辺住民は了解しており、近隣からの苦情等は特にない。	
2-3-7 情報の公開	(1)グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量認証委員会に提出された資料は、公表されることを了承する。 ^{※1} (2)顧客に対して、グリーン電力に関する十分な情報が開示されていることとし、その開示状況を検証機関に報告する。	了承します。ただし、個人情報・企業秘密情報を除く。	

※1・・・個人情報等の理由により非公開扱いとする場合は資料にその旨を明記すること。

関係法令表

番号	関係法令等 ^{※2}	手続き状況 ^{※3}	備考	
1	電気事業法	工事計画届出	該当しない	
		保安規定届出	届出済み	保安規程
		主任技術者選任	届出済み	保安規程
		使用前安全管理審査	該当しない	
		溶接安全管理審査	該当しない	
2	電力会社との系統連系協議及び電力受給契約	協議済み	系統連系申込書 系統連系回答書	
3	RPS 法	該当しない		
4	FIT 法	該当しない		
5	エネルギーの使用の合理化に関する法律	該当しない		
6	国土利用計画法	該当しない		
7	騒音規制法	該当しない		
8	振動規制法	該当しない		
9	労働安全衛生法	該当しない		
10	建築基準法	該当しない		
11	消防法	該当しない		
12	高圧ガス保安法	該当しない		
13	熱供給事業法	該当しない		
14	農地法	該当しない		
15	都市計画法	該当しない		
16	大気汚染防止法	該当しない		
17	悪臭防止法	該当しない		

18	水質汚濁防止法	該当しない	
19	肥料取締法	該当しない	
20	工場立地法	該当しない	
21	森林法	該当しない	
22	建設工事に関わる資材の再資源化等に関する法律	該当しない	
23	ダイオキシン類対策特別措置法	該当しない	
24	航空法	該当しない	
25	自然公園法	該当しない	
26	河川法	該当しない	
その他(景観条例・地元との協議等)			

※2・・・記載する内容等については追加要件を参照のこと。

※3・・・可能ならば申請書類の受理番号や時期等について記入のこと。

その他(検定済計量器の設置について)

設置の有無	有の場合※4	無の場合※5	備考
有	有効期限:2032年6月 有効期限:2032年6月 有効期限:2032年6月 有効期限:2032年6月 有効期限:2032年6月 有効期限:2032年6月	設置予定年月:	

※4・・・設置済みの場合は、単線結線図に明示し、検定マーク（有効期限）を含んだ計量器の写真を添付すること。

※5・・・設備認定後に検定済計量器へ変更する場合は、検定済計量器による電力量の測定を開始した時点からのグリーン電力量認証の対象とする。

その他(補助金等の公的助成について)

助成の有無	有の場合※6		
	助成機関の名称	補助金等の名称	補助率(%)
有	東京都	地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業(都外設置)	イニシャル:1/2

※6・・・複数の助成を受けている場合には、それぞれに分けて記載すること。

種別方法論名称： 太陽光発電

発電所名称： ベルク古河諸川店太陽光発電設備

1. 計量体制

計量体制(管理体制)	
(1)計量器維持・管理	
責任者	実施者
██████████ ██████████ ██████████ ██████ █████	██████████ ██████████ ██████████ ██████ █████
(2)データの測定	
責任者	実施者
██████████ ██████████ ██████████ ██████ █████	██████████ ██████████ ██████████ ██████ █████
(3)報告書の作成	
報告書作成者	██████████ ██████████ ██████████ ██████ █████
報告書最終承認者	██████████ ██████████ ██████████ ██████ █████
報告書受領者 (証書発行事業者)	██████████ ██████████ ██████████ ██████████

2. モニタリング方法および提出書類

記号	定義	モニタリング方法	提出書類
E _{PS}	太陽光発電実施期間における系統への販売電力量	対象なし	なし
E _{PG}	太陽光発電実施期間における太陽光発電発電電力量	検定済み電力計による計測	発電電力量計の写真
E _{PA}	太陽光発電実施期間における太陽光発電補機消費電力量	対象なし	なし

以上

グリーン電力要件チェックリスト

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会 御中

(住 所) 東京都品川区西五反田二丁目27番3号
 (名 称) 日本自然エネルギー株式会社
 (代表者) 代表取締役社長 黒澤 達夫

申請中の「グリーンエネルギーCO₂削減計画認定申請書」(排出削減事業の名称:ベルク古河諸川店太陽光発電設備)については、以下のとおりグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度運営規則グリーンエネルギーCO₂削減相当量算定方法論3. 1 (2)に定めるグリーン電力の要件に適合していることを証明します。

項目	基準の概要	適合説明	関係法令表での該当番号・備考
2-3-1 発電方式	以下の条件を全て満たす再生可能エネルギーによるものとする。 (1)化石燃料・原子力による発電でないこと (2)温室効果ガス、および硫黄・窒素酸化物等有害ガスの排出がゼロまたは著しく少ないこと	グリーン電力認証基準に該当する太陽光発電であり、温室効果ガスの排出はなく、有害ガスの排出は著しく少なく、左記(1)、(2)の要件をともに満たしている。	ソーラーパネル仕様書 PCS仕様書 機器配置図
2-3-2 発電電力量	電力量の測定が的確に行われており、かつ以下のいずれかに該当するものとする。 (1)電力系統に供給されている (2)補機類での消費を除く所内消費	検定済電力量計が取り付けられており発電電力量を的確に測定できる。 以上より、左記(2)に該当する。	計量器仕様書 単線結線図

2-3-3 追加性要件	グリーン電力の取引によって設置、もしくは維持されて発電しているもの。またはグリーン電力の取引が他設備のグリーン電力拡大に貢献しているもの	地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業(都外設置)により設置される発電設備である。東京都が当該の補助制度の運用により再エネ設備が追加的に導入されることが期待されることから追加性(c)が担保されているとみなすことができる。	交付決定通知書(写)
2-3-4 環境価値の帰属	認証されたグリーン電力の価値がグリーン電力価値の購入者たる顧客に帰属することを示さなければならない。	地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業(都外設置)であるため、電気以外の価値の助成率相当分が発電事業者と同一たる顧客に帰属し、それ以外は購入する顧客に帰属することを発電者と弊社(日本自然エネルギー株)で契約上担保している。また、Jクレジット等の環境価値の譲渡に係る制度との重複はない。	グリーン電力証書の発行及びグリーンパワーマークの使用に関する契約書(写)
2-3-5 環境の影響評価	生態系、環境等への影響について適切な評価・対策を行っていること。また以下の内容について検証機関に報告をすること。 (1)環境への影響評価 (2)個別の発電方式ごとに検証機関が定める環境モニタリング	太陽光発電は建築物に付随して設置されているので、これによる周辺への環境問題は生じない。	
2-3-6 社会的合意	立地に対する関係者との合意に達していることとし、その内容について報告をしなければならない。	周辺住民は了解しており、近隣からの苦情等は特にない。	
2-3-7 情報の公開	(1)グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量認証委員会に提出された資料は、公表されることを了承する。 ^{※1} (2)顧客に対して、グリーン電力に関する十分な情報が開示されていることとし、その開示状況を検証機関に報告する。	了承します。ただし、個人情報・企業秘密情報を除く。	

※1・・・個人情報等の理由により非公開扱いとする場合は資料にその旨を明記すること。

関係法令表

番号	関係法令等 ^{※2}	手続き状況 ^{※3}	備考	
1	電気事業法	工事計画届出	該当しない	
		保安規定届出	届出済み	保安規程
		主任技術者選任	届出済み	保安規程
		使用前安全管理審査	該当しない	
		溶接安全管理審査	該当しない	
2	電力会社との系統連系協議及び電力受給契約	協議済み	系統連系申込書 系統連系回答書	
3	RPS 法	該当しない		
4	FIT 法	該当しない		
5	エネルギーの使用の合理化に関する法律	該当しない		
6	国土利用計画法	該当しない		
7	騒音規制法	該当しない		
8	振動規制法	該当しない		
9	労働安全衛生法	該当しない		
10	建築基準法	該当しない		
11	消防法	該当しない		
12	高圧ガス保安法	該当しない		
13	熱供給事業法	該当しない		
14	農地法	該当しない		
15	都市計画法	該当しない		
16	大気汚染防止法	該当しない		
17	悪臭防止法	該当しない		

18	水質汚濁防止法	該当しない	
19	肥料取締法	該当しない	
20	工場立地法	該当しない	
21	森林法	該当しない	
22	建設工事に關わる資材の再資源化等に関する法律	該当しない	
23	ダイオキシン類対策特別措置法	該当しない	
24	航空法	該当しない	
25	自然公園法	該当しない	
26	河川法	該当しない	
その他(景観条例・地元との協議等)			

※2・・・記載する内容等については追加要件を参照のこと。

※3・・・可能ならば申請書類の受理番号や時期等について記入のこと。

その他(検定済計量器の設置について)

設置の有無	有の場合※4	無の場合※5	備考
有	有効期限:2032年6月 有効期限:2032年6月	設置予定年月:	

※4・・・設置済みの場合は、単線結線図に明示し、検定マーク（有効期限）を含んだ計量器の写真を添付すること。

※5・・・設備認定後に検定済計量器へ変更する場合は、検定済計量器による電力量の測定を開始した時点からのグリーン電力量認証の対象とする。

その他(補助金等の公的助成について)

助成の有無	有の場合※6		
	助成機関の名称	補助金等の名称	補助率(%)
有	東京都	地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業(都外設置)	イニシャル:1/2

※6・・・複数の助成を受けている場合には、それぞれに分けて記載すること。

種別方法論名称： 太陽光発電

発電所名称： ベルク野田山崎店太陽光発電設備

1. 計量体制

計量体制(管理体制)	
(1)計量器維持・管理	
責任者	実施者
██████████ ██████████ ██████████ ██████ █████	██████████ ██████████ ██████████ ██████ █████
(2)データの測定	
責任者	実施者
██████████ ██████████ ██████████ ██████ █████	██████████ ██████████ ██████████ ██████ █████
(3)報告書の作成	
報告書作成者	██████████ ██████████ ██████████ ██████ █████
報告書最終承認者	██████████ ██████████ ██████████ ██████ █████
報告書受領者 (証書発行事業者)	██████████ ██████████ ██████████ ██████████

2. モニタリング方法および提出書類

記号	定義	モニタリング方法	提出書類
E _{PS}	太陽光発電実施期間における系統への販売電力量	対象なし	なし
E _{PG}	太陽光発電実施期間における太陽光発電発電電力量	検定済み電力計による計測	発電電力量計の写真
E _{PA}	太陽光発電実施期間における太陽光発電補機消費電力量	対象なし	なし

以上

グリーン電力要件チェックリスト

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会 御中

(住 所) 東京都品川区西五反田二丁目27番3号

(名 称) 日本自然エネルギー株式会社

(代表者) 代表取締役社長 黒澤 達夫

申請中の「グリーンエネルギーCO₂削減計画認定申請書」(排出削減事業の名称:ベルク野田山崎店太陽光発電設備)については、以下のとおりグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度運営規則グリーンエネルギーCO₂削減相当量算定方法論3. 1 (2)に定めるグリーン電力の要件に適合していることを証明します。

項目	基準の概要	適合説明	関係法令表での該当番号・備考
2-3-1 発電方式	以下の条件を全て満たす再生可能エネルギーによるものとする。 (1)化石燃料・原子力による発電でないこと (2)温室効果ガス、および硫黄・窒素酸化物等有害ガスの排出がゼロまたは著しく少ないこと	グリーン電力認証基準に該当する太陽光発電であり、温室効果ガスの排出はなく、有害ガスの排出は著しく少なく、左記(1)、(2)の要件をともに満たしている。	ソーラーパネル仕様書 PCS仕様書 機器配置図
2-3-2 発電電力量	電力量の測定が的確に行われており、かつ以下のいずれかに該当するものとする。 (1)電力系統に供給されている (2)補機類での消費を除く所内消費	検定済電力量計が取り付けられており発電電力量を的確に測定できる。 以上より、左記(2)に該当する。	計量器仕様書 単線結線図

2-3-3 追加性要件	グリーン電力の取引によって設置、もしくは維持されて発電しているもの。またはグリーン電力の取引が他設備のグリーン電力拡大に貢献しているもの	地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業(都外設置)により設置される発電設備である。東京都が当該の補助制度の運用により再エネ設備が追加的に導入されることが期待されることから追加性(c)が担保されているとみなすことができる。	交付決定通知書(写)
2-3-4 環境価値の帰属	認証されたグリーン電力の価値がグリーン電力価値の購入者たる顧客に帰属することを示さなければならない。	地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業(都外設置)であるため、電気以外の価値の助成率相当分が発電事業者と同一たる顧客に帰属し、それ以外は購入する顧客に帰属することを発電者と弊社(日本自然エネルギー株)で契約上担保している。また、Jクレジット等の環境価値の譲渡に係る制度との重複はない。	グリーン電力証書の発行及びグリーンパワーマークの使用に関する契約書(写)
2-3-5 環境の影響評価	生態系、環境等への影響について適切な評価・対策を行っていること。また以下の内容について検証機関に報告をすること。 (1)環境への影響評価 (2)個別の発電方式ごとに検証機関が定める環境モニタリング	太陽光発電は建築物に付随して設置されているので、これによる周辺への環境問題は生じない。	
2-3-6 社会的合意	立地に対する関係者との合意に達していることとし、その内容について報告をしなければならない。	周辺住民は了解しており、近隣からの苦情等は特にない。	
2-3-7 情報の公開	(1)グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量認証委員会に提出された資料は、公表されることを了承する。 ^{※1} (2)顧客に対して、グリーン電力に関する十分な情報が開示されていることとし、その開示状況を検証機関に報告する。	了承します。ただし、個人情報・企業秘密情報を除く。	

※1・・・個人情報等の理由により非公開扱いとする場合は資料にその旨を明記すること。

関係法令表

番号	関係法令等 ^{※2}	手続き状況 ^{※3}	備考	
1	電気事業法	工事計画届出	該当しない	
		保安規定届出	届出済み	保安規程
		主任技術者選任	届出済み	保安規程
		使用前安全管理審査	該当しない	
		溶接安全管理審査	該当しない	
2	電力会社との系統連系協議及び電力受給契約	協議済み	系統連系申込書 系統連系回答書	
3	RPS 法	該当しない		
4	FIT 法	該当しない		
5	エネルギーの使用の合理化に関する法律	該当しない		
6	国土利用計画法	該当しない		
7	騒音規制法	該当しない		
8	振動規制法	該当しない		
9	労働安全衛生法	該当しない		
10	建築基準法	該当しない		
11	消防法	該当しない		
12	高圧ガス保安法	該当しない		
13	熱供給事業法	該当しない		
14	農地法	該当しない		
15	都市計画法	該当しない		
16	大気汚染防止法	該当しない		
17	悪臭防止法	該当しない		

18	水質汚濁防止法	該当しない	
19	肥料取締法	該当しない	
20	工場立地法	該当しない	
21	森林法	該当しない	
22	建設工事に関わる資材の再資源化等に関する法律	該当しない	
23	ダイオキシン類対策特別措置法	該当しない	
24	航空法	該当しない	
25	自然公園法	該当しない	
26	河川法	該当しない	
その他(景観条例・地元との協議等)			

※2・・・記載する内容等については追加要件を参照のこと。

※3・・・可能ならば申請書類の受理番号や時期等について記入のこと。

その他(検定済計量器の設置について)

設置の有無	有の場合※4	無の場合※5	備考
有	有効期限:2032年3月 有効期限:2032年3月	設置予定年月:	

※4・・・設置済みの場合は、単線結線図に明示し、検定マーク（有効期限）を含んだ計量器の写真を添付すること。

※5・・・設備認定後に検定済計量器へ変更する場合は、検定済計量器による電力量の測定を開始した時点からのグリーン電力量認証の対象とする。

その他(補助金等の公的助成について)

助成の有無	有の場合 ^{※6}		
	助成機関の名称	補助金等の名称	補助率(%)
有	東京都	地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業(都外設置)	イニシャル:1/2

※6・・・複数の助成を受けている場合には、それぞれに分けて記載すること。

種別方法論名称： 太陽光発電

発電所名称： ミリオン1100朝霞店太陽光発電設備

1. 計量体制

計量体制(管理体制)	
(1)計量器維持・管理	
責任者	実施者
████████████████████ ██████████ ███ ███	████████████████████ ██████████████ ███ ███
(2)データの測定	
責任者	実施者
████████████████████ ██████████ ███ ███	████████████████████ ██████████████ ███ ███
(3)報告書の作成	
報告書作成者	████████████████████ ██████████████ ███ ███
報告書最終承認者	████████████████████ ██████████████ ███ ███
報告書受領者 (証書発行事業者)	██████████████ ███ ███

2. モニタリング方法および提出書類

記号	定義	モニタリング方法	提出書類
E _{PS}	太陽光発電実施期間における系統への販売電力量	対象なし	なし
E _{PG}	太陽光発電実施期間における太陽光発電発電電力量	検定済み電力計による計測	発電電力量計の写真
E _{PA}	太陽光発電実施期間における太陽光発電補機消費電力量	対象なし	なし

以上

グリーン電力要件チェックリスト

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会 御中

(住 所) 東京都品川区西五反田二丁目27番3号
 (名 称) 日本自然エネルギー株式会社
 (代表者) 代表取締役社長 黒澤 達夫

申請中の「グリーンエネルギーCO₂削減計画認定申請書」(排出削減事業の名称: ミリオン1100朝霞店太陽光発電設備)については、以下のとおりグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度運営規則グリーンエネルギーCO₂削減相当量算定方法論3. 1(2)に定めるグリーン電力の要件に適合していることを証明します。

項目	基準の概要	適合説明	関係法令表での該当番号・備考
2-3-1 発電方式	以下の条件を全て満たす再生可能エネルギーによるものとする。 (1)化石燃料・原子力による発電でないこと (2)温室効果ガス、および硫黄・窒素酸化物等有害ガスの排出がゼロまたは著しく少ないこと	グリーン電力認証基準に該当する太陽光発電であり、温室効果ガスの排出はなく、有害ガスの排出は著しく少なく、左記(1)、(2)の要件をともに満たしている。	ソーラーパネル仕様書 PCS仕様書 機器配置図
2-3-2 発電電力量	電力量の測定が的確に行われており、かつ以下のいずれかに該当するものとする。 (1)電力系統に供給されている (2)補機類での消費を除く所内消費	検定済電力量計が取り付けられており発電電力量を的確に測定できる。 以上より、左記(2)に該当する。	計量器仕様書 単線結線図

2-3-3 追加性要件	グリーン電力の取引によって設置、もしくは維持されて発電しているもの。またはグリーン電力の取引が他設備のグリーン電力拡大に貢献しているもの	地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業(都外設置)により設置される発電設備である。東京都が当該の補助制度の運用により再エネ設備が追加的に導入されることが期待されることから追加性(c)が担保されているとみなすことができる。	交付決定通知書(写)
2-3-4 環境価値の帰属	認証されたグリーン電力の価値がグリーン電力価値の購入者たる顧客に帰属することを示さなければならない。	地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業(都外設置)であるため、電気以外の価値の助成率相当分が発電事業者と同一たる顧客に帰属し、それ以外は購入する顧客に帰属することを発電者と弊社(日本自然エネルギー株)で契約上担保している。また、Jクレジット等の環境価値の譲渡に係る制度との重複はない。	グリーン電力証書の発行及びグリーンパワーマークの使用に関する契約書(写)
2-3-5 環境の影響評価	生態系、環境等への影響について適切な評価・対策を行っていること。また以下の内容について検証機関に報告をすること。 (1)環境への影響評価 (2)個別の発電方式ごとに検証機関が定める環境モニタリング	太陽光発電は建築物に付随して設置されているので、これによる周辺への環境問題は生じない。	
2-3-6 社会的合意	立地に対する関係者との合意に達していることとし、その内容について報告をしなければならない。	周辺住民は了解しており、近隣からの苦情等は特にない。	
2-3-7 情報の公開	(1)グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量認証委員会に提出された資料は、公表されることを了承する。 ^{※1} (2)顧客に対して、グリーン電力に関する十分な情報が開示されていることとし、その開示状況を検証機関に報告する。	了承します。ただし、個人情報・企業秘密情報を除く。	

※1・・・個人情報等の理由により非公開扱いとする場合は資料にその旨を明記すること。

関係法令表

番号	関係法令等 ^{※2}	手続き状況 ^{※3}	備考	
1	電気事業法	工事計画届出	該当しない	
		保安規定届出	届出済み	保安規程
		主任技術者選任	届出済み	保安規程
		使用前安全管理審査	該当しない	
		溶接安全管理審査	該当しない	
2	電力会社との系統連系協議及び電力受給契約	協議済み	系統連系申込書 系統連系回答書	
3	RPS 法	該当しない		
4	FIT 法	該当しない		
5	エネルギーの使用の合理化に関する法律	該当しない		
6	国土利用計画法	該当しない		
7	騒音規制法	該当しない		
8	振動規制法	該当しない		
9	労働安全衛生法	該当しない		
10	建築基準法	該当しない		
11	消防法	該当しない		
12	高圧ガス保安法	該当しない		
13	熱供給事業法	該当しない		
14	農地法	該当しない		
15	都市計画法	該当しない		
16	大気汚染防止法	該当しない		
17	悪臭防止法	該当しない		

18	水質汚濁防止法	該当しない	
19	肥料取締法	該当しない	
20	工場立地法	該当しない	
21	森林法	該当しない	
22	建設工事に関わる資材の再資源化等に関する法律	該当しない	
23	ダイオキシン類対策特別措置法	該当しない	
24	航空法	該当しない	
25	自然公園法	該当しない	
26	河川法	該当しない	
その他(景観条例・地元との協議等)			

※2・・・記載する内容等については追加要件を参照のこと。

※3・・・可能ならば申請書類の受理番号や時期等について記入のこと。

その他(検定済計量器の設置について)

設置の有無	有の場合※4	無の場合※5	備考
有	有効期限:2032年9月 有効期限:2032年9月	設置予定年月:	

※4・・・設置済みの場合は、単線結線図に明示し、検定マーク（有効期限）を含んだ計量器の写真を添付すること。

※5・・・設備認定後に検定済計量器へ変更する場合は、検定済計量器による電力量の測定を開始した時点からのグリーン電力量認証の対象とする。

その他(補助金等の公的助成について)

助成の有無	有の場合 ^{※6}		
	助成機関の名称	補助金等の名称	補助率(%)
有	東京都	地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業(都外設置)	イニシャル:2/3

※6・・・複数の助成を受けている場合には、それぞれに分けて記載すること。

種別方法論名称： 太陽光発電

発電所名称： 岡本製作所茨城工場太陽光発電設備

1. 計量体制

計量体制(管理体制)	
(1)計量器維持・管理	
責任者	実施者
[Redacted] [Redacted] [Redacted]	[Redacted] [Redacted] [Redacted]
(2)データの測定	
責任者	実施者
[Redacted] [Redacted] [Redacted]	[Redacted] [Redacted] [Redacted]
(3)報告書の作成	
報告書作成者	[Redacted] [Redacted] [Redacted]
報告書最終承認者	[Redacted] [Redacted] [Redacted]
報告書受領者 (証書発行事業者)	[Redacted] [Redacted] [Redacted]

2. モニタリング方法および提出書類

記号	定義	モニタリング方法	提出書類
E _{PS}	太陽光発電実施期間における系統への販売電力量	対象なし	なし
E _{PG}	太陽光発電実施期間における太陽光発電発電電力量	検定済み電力計による計測	発電電力量計の写真
E _{PA}	太陽光発電実施期間における太陽光発電補機消費電力量	対象なし	なし

以上

グリーン電力要件チェックリスト

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会 御中

(住 所) 東京都品川区西五反田二丁目27番3号
 (名 称) 日本自然エネルギー株式会社
 (代表者) 代表取締役社長 黒澤 達夫

申請中の「グリーンエネルギーCO₂削減計画認定申請書」(排出削減事業の名称：岡本製作所茨城工場太陽光発電設備)については、以下のとおりグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度

運営規則グリーンエネルギーCO₂削減相当量算定方法論3. 1 (2)に定めるグリーン電力の要件に適合していることを証明します。

項目	基準の概要	適合説明	関係法令表での該当番号・備考
2-3-1 発電方式	以下の条件を全て満たす再生可能エネルギーによるものとする。 (1)化石燃料・原子力による発電でないこと (2)温室効果ガス、および硫黄・窒素酸化物等有害ガスの排出がゼロまたは著しく少ないこと	グリーン電力認証基準に該当する太陽光発電であり、温室効果ガスの排出はなく、有害ガスの排出は著しく少なく、左記(1)、(2)の要件をともに満たしている。	ソーラーパネル仕様書 PCS仕様書 機器配置図
2-3-2 発電電力量	電力量の測定が的確に行われており、かつ以下のいずれかに該当するものとする。 (1)電力系統に供給されている (2)補機類での消費を除く所内消費	検定済電力量計が取り付けられており発電電力量を的確に測定できる。 以上より、左記(2)に該当する。	計量器仕様書 単線結線図

2-3-3 追加性要件	グリーン電力の取引によって設置、もしくは維持されて発電しているもの。またはグリーン電力の取引が他設備のグリーン電力拡大に貢献しているもの	地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業(都外設置)により設置される発電設備である。東京都が当該の補助制度の運用により再エネ設備が追加的に導入されることが期待されることから追加性(c)が担保されているとみなすことができる。	交付決定通知書(写)
2-3-4 環境価値の帰属	認証されたグリーン電力の価値がグリーン電力価値の購入者たる顧客に帰属することを示さなければならない。	地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業(都外設置)であるため、電気以外の価値の助成率相当分が発電事業者と同一たる顧客に帰属し、それ以外は購入する顧客に帰属することを発電者と弊社(日本自然エネルギー株)で契約上担保している。また、Jクレジット等の環境価値の譲渡に係る制度との重複はない。	グリーン電力証書の発行及びグリーンパワーマークの使用に関する契約書(写)
2-3-5 環境の影響評価	生態系、環境等への影響について適切な評価・対策を行っていること。また以下の内容について検証機関に報告をすること。 (1)環境への影響評価 (2)個別の発電方式ごとに検証機関が定める環境モニタリング	太陽光発電は建築物に付随して設置されているので、これによる周辺への環境問題は生じない。	
2-3-6 社会的合意	立地に対する関係者との合意に達していることとし、その内容について報告をしなければならない。	周辺住民は了解しており、近隣からの苦情等は特にない。	
2-3-7 情報の公開	(1)グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量認証委員会に提出された資料は、公表されることを了承する。 ^{※1} (2)顧客に対して、グリーン電力に関する十分な情報が開示されていることとし、その開示状況を検証機関に報告する。	了承します。ただし、個人情報・企業秘密情報を除く。	

※1・・・個人情報等の理由により非公開扱いとする場合は資料にその旨を明記すること。

関係法令表

番号	関係法令等 ^{※2}	手続き状況 ^{※3}	備考	
1	電気事業法	工事計画届出	該当しない	
		保安規定届出	届出済み	保安規程
		主任技術者選任	届出済み	保安規程
		使用前安全管理審査	該当しない	
		溶接安全管理審査	該当しない	
2	電力会社との系統連系協議及び電力受給契約	協議済み	系統連系申込書 系統連系回答書	
3	RPS 法	該当しない		
4	FIT 法	該当しない		
5	エネルギーの使用の合理化に関する法律	該当しない		
6	国土利用計画法	該当しない		
7	騒音規制法	該当しない		
8	振動規制法	該当しない		
9	労働安全衛生法	該当しない		
10	建築基準法	該当しない		
11	消防法	該当しない		
12	高圧ガス保安法	該当しない		
13	熱供給事業法	該当しない		
14	農地法	該当しない		
15	都市計画法	該当しない		
16	大気汚染防止法	該当しない		
17	悪臭防止法	該当しない		

18	水質汚濁防止法	該当しない	
19	肥料取締法	該当しない	
20	工場立地法	該当しない	
21	森林法	該当しない	
22	建設工事に関わる資材の再資源化等に関する法律	該当しない	
23	ダイオキシン類対策特別措置法	該当しない	
24	航空法	該当しない	
25	自然公園法	該当しない	
26	河川法	該当しない	
その他(景観条例・地元との協議等)			

※2・・・記載する内容等については追加要件を参照のこと。

※3・・・可能ならば申請書類の受理番号や時期等について記入のこと。

その他(検定済計量器の設置について)

設置の有無	有の場合※4	無の場合※5	備考
有	有効期限:2032年8月	設置予定年月:	

※4・・・設置済みの場合は、単線結線図に明示し、検定マーク（有効期限）を含んだ計量器の写真を添付すること。

※5・・・設備認定後に検定済計量器へ変更する場合は、検定済計量器による電力量の測定を開始した時点からのグリーン電力量認証の対象とする。

その他(補助金等の公的助成について)

助成の有無	有の場合※6		
	助成機関の名称	補助金等の名称	補助率(%)
有	東京都	地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業(都外設置)	イニシャル:2/3

※6・・・複数の助成を受けている場合には、それぞれに分けて記載すること。

検証結果報告書

2026年 1月 21日

日本自然エネルギー株式会社

代表取締役社長 黒澤 達夫 殿

(住所) 東京都千代田区神田須田町1-25

JR 神田万世橋ビル

(名称) 一般財団法人日本品質保証機構

常務理事 浅田 純男

一般財団法人日本品質保証機構は、日本自然エネルギー株式会社が作成した「グリーンエネルギーCO₂削減計画認定申請書」(排出削減事業の名称: 太陽光を利用した発電によるCO₂排出削減、日付2026年1月15日)について、「グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度運営規則」(2025年3月7日経済産業省・環境省)に基づいて独立の立場から検証を行った結果、別添「検証結果概要書」のとおり、全ての点において適正であると認めます。

検証結果概要書

一般財団法人日本品質保証機構

1. グリーンエネルギーCO₂削減計画の概要

グリーンエネルギーCO ₂ 削減計画名	太陽光を利用した発電による CO ₂ 排出削減
グリーンエネルギーCO ₂ 削減計画申請者名	日本自然エネルギー株式会社
事業実施場所	① 埼玉県さいたま市緑区大門鶴巻 2080-1 ② 千葉県千葉市美浜区新港 229-4 ③ 茨城県古河市諸川 498-2 ④ 千葉県野田市山崎 2237-1 ⑤ 埼玉県朝霞市膝折町 2 丁目 1 1-1 4 ⑥ 茨城県東茨城郡茨城町中央工業団地 2 番 17 号
事業の概要	① センコーグループ浦和大門物流センター太陽光発電設備 ② ニッポン千葉工場太陽光発電設備 ③ ベルク古河諸川店太陽光発電設備 ④ ベルク野田山崎店太陽光発電設備 ⑤ ミリオン 1100 朝霞店太陽光発電設備 ⑥ 岡本製作所茨城工場太陽光発電設備
グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量の計画	「グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量配分計画」によると、計画段階では保有予定者名は全て未定。
事業期間	計画認定日～（新規申請）
方法論	$E_{PC} = E_{PG} - E_{PS} - E_{PA}$ $E_{MP} = (E_{PS} + E_{PC}) \times CEF_{electricity,t}$

2. 検証結果

○初回グリーンエネルギーCO₂削減計画申請。

○本事業のグリーン電力発電設備認定日は下記の通り。

- ① センコーグループ浦和大門物流センター太陽光発電設備 2025年8月19日 設備認定番号 25P015
- ② ニッポン千葉工場太陽光発電設備 2025年10月10日 設備認定番号 25P058
- ③ ベルク古河諸川店太陽光発電設備 2025年8月16日 設備認定番号 25P035
- ④ ベルク野田山崎店太陽光発電設備 2025年7月28日 設備認定番号 25P014
- ⑤ ミリオン 1100 朝霞店太陽光発電設備 2025年11月21日 設備認定番号 25P059

⑥ 岡本製作所茨城工場太陽光発電設備 2025年8月16日 設備認定番号 25P041

○過去のグリーン電力量認証実績なし。

○このたびグリーン電力設備認定申請時の審査資料等を確認し、今回提出されている「グリーン電力要件チェックリスト」にグリーン電力発電設備認定時の審査内容が反映されていることを確認。

上記ならびに以下に示す実施した検証手続の概要のとおり、本申請に基づくグリーンエネルギーCO2削減計画が、グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度運営規則に定める要件および方法論に適合しているものと判断できる。

3. 実施した検証手続の概要

<p>事業が日本国内で実施されること</p>	<p>事業リスト（様式 1-2 別紙 1）に記載の発電所所在地、およびグリーン電力設備認定申請時に提出されたグリーン電力発電設備概要書等の記載住所等により国内実施を確認。</p>
<p>方法論で定める要件を満たすグリーンエネルギーで構成されていること</p>	<p>「グリーンエネルギーCO₂削減相当量算定方法論」のグリーン電力の要件ならびに「グリーン電力種別方法論（P002 太陽光発電）」の適用条件全てを満たすことを「グリーン電力要件チェックリスト（様式 1-2 別紙 2）」の適合説明により確認。</p>
<p>方法論に基づいて実施されること</p>	<p>「グリーンエネルギーCO₂削減等計画書（様式 1-2）」に記載されている「グリーンエネルギー運営・管理計画」の 2. 2 のモニタリング方法の記載内容が方法論に基づいていることを「グリーン電力種別方法論（P002 太陽光発電）」にて確認。また、「モニタリング方法による提出書類」（様式 1-2 別紙 1 添付）により、モニタリング方法とその提出資料が妥当かを確認。</p>
<p>計画に掲げられた全てのグリーンエネルギーCO₂削減事業が、J-クレジット制度及び非化石価値取引市場に登録されていないこと</p>	<p>「グリーンエネルギーCO₂削減等計画書（様式 1-2）」1.6 により、「J クレジット制度への申請又は登録の有無」が「申請・登録なし」となっていること、同 1.7 により、「非化石価値取引市場への申請又は登録の有無」が「申請・登録なし」となっていることを確認。 また、あわせて「グリーン電力要件チェックリスト（様式 1-2 別紙 2①）」の 2-3-4 環境価値の帰属により、環境価値が、グリーン電力の購入者たる顧客に帰属することを、契約上、担保されていることの記載を確認。</p>
<p>グリーンエネルギーCO₂削減計画に基づく事業を実施する者との合意に基づいて、適切に運営・管理がなされるものであること</p>	<p>「グリーンエネルギーCO₂削減等計画書（様式 1-2）」2.1 グリーンエネルギー運営・管理計画、ならびに計量体制（様式 1-2 別紙 1 添付の 1）により、グリーンエネルギーCO₂削減計画に基づく事業を実施する者との合意に基づいて、適切な運営・管理がなされるものと判断できる。</p>
<p>グリーンエネルギーCO₂削減計画に基づく事業の適切かつ円滑な実施のために必要となる情報を、記録・管理することとされていること</p>	<p>「グリーンエネルギーCO₂削減等計画書（様式 1-2）」2.1 グリーンエネルギー運営・管理計画により、月次または毎四半期において、モニタリング実施者にてモニタリングデータの計測および算出のための資料を作成し、運営・管理者たる申請者へ報告されることを確認。 また、必要となる提出書類もモニタリング方法および提出書類（様式 1-2 別紙 1 添付の 2）により明確になっている。</p>
<p>上記の記録・管理方法及び体制を示す文書（グリーンエネルギー運営・管理計画）が作成されていること</p>	<p>「グリーンエネルギーCO₂削減等計画書（様式 1-2）」2.1 グリーンエネルギー運営・管理計画、ならびに計量体制（様式 1-2 別紙 1 添付の 1）が、当該文書であることを確認。</p>

グリーンエネルギーCO ₂ 削減計画に基づく事業より生じるグリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量の配分予定先を示す文書（グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量配分計画）が作成されていること	グリーンエネルギーCO ₂ 削減計画に基づく事業より生じるグリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量の配分予定先については、「グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量配分計画（様式 1-2 別紙 3）」の記載内容により確認。 ※保有予定者は未定である。
特定計量の要件を満たす計量方法が計画されていること	該当なし
特定計量に使用する電気計器に係る基準を満たしていること	該当なし
特定計量する者に係る基準を満たしていること	該当なし

（添付資料）

・ 3. の各項目の根拠資料

- 1) グリーンエネルギーCO₂削減計画認定申請書（様式 1-1）
- 2) グリーンエネルギーCO₂削減等計画書（様式 1-2）
- 3) 事業リスト（様式 1-2 別紙 1）
- 4) 計量体制（様式 1-2 別紙 1 添付の項目 1）
- 5) モニタリング方法および提出書類（様式 1-2 別紙 1 添付の項目 2）
- 6) グリーン電力要件チェックリスト（様式 1-2 別紙 2①）
- 7) グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画（様式 1-2 別紙 3）
- 8) グリーン電力設備認定申請時に提出されたエビデンス資料
- 9) グリーン電力発電設備認定証